

答
弁
第
四
三
二
号

平成二十七年九月二十五日受領

内閣衆質一八九第四三三号

平成二十七年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出口シア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二六号）一についてでお答えしたとおりである。